

外国人技能実習制度（介護職種） 介護技能実習評価試験
令和三年度 試験評価者養成講習 実施要項

1. 目的

試験評価者とは、外国人技能実習制度（介護職種）の公的評価システムとして認定された「介護技能実習評価試験」において、技能実習生に対し習得すべき技能が移転されているかどうかを適正かつ公正に評価するため、試験の準備や試験の監督、実技試験の評価等の業務を行う者です。「試験評価者養成講習」は、この試験評価者を養成することを目的に実施します。

2. 受講対象者

この講習の受講に当たっては、以下の2つの要件を**いずれも**満たす必要があります。

- (1) 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価者（アセッサー）又は、
平成24年度～27年度 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員
- (2) 現在、介護サービスを提供する事業所、施設、医療機関、評価機関等に所属しており、法人等から申込みいただける方（雇用形態は問いません）

「介護技能実習評価試験」において試験評価者が評価業務を行うためには、**試験実施機関と試験評価者が「所属する法人等※」との間で業務委託契約**を締結する必要があります。委託料のお支払先も、契約を結んだ法人名義の口座に限らせていただきます。（個人名義の口座は不可）

試験評価者養成講習を修了しただけでは、評価業務を行うことはできません。必ず所属する法人等のご理解、ご承諾を得たうえで、受講をお申込ください。

※法人等とは、試験評価者が所属する施設・事業所等の業務として評価試験業務に従事することに関して、業務委託契約を試験実施機関との間で締結することができる法人又は法人内の部署、事業所、施設等を指します。

3. 受講申込期間

令和4年 2月 2日（水） ～ 令和4年 2月 15日（火）WEBにて受講申込
（2月 22日（火）申請書類必着）

介護技能実習評価試験の専用HP（http://www.espa.or.jp/internship_recruitment/）よりお申込みください。

4. 受講料

20,000円（税込）（受講料18,182円 + 消費税1,818円）

- 【受講料の主な内訳】
- 講習実施に係る諸経費（会場借料、会場設営経費、講師旅費等）
 - 講習テキスト、業務実施マニュアル、試験評価者登録証（携帯ID）等の製作に係る経費
 - 試験実施までの間に一定期間閲覧できる動画システムの利用に係る経費（講習の振り返りとしても有効）

※講習受講申込の成立（受講費用のお支払い）後は、原則としてキャンセル及び返金についてはお受けできませんので予めご同意いただいた上で、お申込みください。

5. 日程・会場

各会場とも開始時間の30分前から受付を開始します。

定員は下記のとおりですが、会場は定員の2倍以上の人数が収容できる会場を準備しております。

開催日・時間	開催地	定員	会場
3月7日（月）9:30～16:30	愛媛県（松山市）	10～50名	申込締切後に決定しご連絡します
3月8日（火）9:30～16:30	広島県（広島市）	10～50名	↓
3月14日（月）9:30～16:30	愛知県（名古屋市）	10～50名	
3月22日（火）9:30～16:30	大阪府（大阪市）	10～50名	
3月28日（月）9:30～16:30	新潟県（新潟市）	10～50名	
3月29日（火）9:30～16:30	石川県（金沢市）	10～50名	

6. 講習内容

■講習テキストは講習当日に会場で配布します。

<p>1. 外国人技能実習制度の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国と世界の高齢化の状況 ・外国人技能実習制度の目的と概要 ・外国人技能実習制度に介護職種が追加になった背景 ・介護職種における固有要件 ・試験評価者に求められる資質
<p>2. 介護技能実習評価試験の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護技能実習評価試験の仕組み ・学科試験 ・実技試験
<p>3. 介護技能実習評価試験の流れと試験評価者の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験の関係者の役割と試験の流れ ・試験実施前後の業務について（調整窓口担当者） ・試験当日の業務について（試験評価者）
<p>4. 学科試験の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学科試験の実施方法
<p>5. 実技試験の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実技試験の実施方法 ・評価の方法 ・例外事項への対処方法

6. 実技試験 模擬評価

- ・初級評価基準の考え方
- ・初級模擬評価
- ・専門級評価基準の考え方

7. 試験評価者の登録・任命

- ・試験評価者の登録・任命
- ・実際の試験評価者実施までの手続き・流れ

7. 修了要件

本講習カリキュラムの全てを受講することが要件となります。遅刻・途中退出した場合は修了したとみなされません。（公共交通機関の遅延、受講中の体調変化等の場合には、事務局に申し出て、その指示に従って下さい。）

また、本講習では修了証書は発行いたしません。本講習の修了をもって試験評価者として登録いたしますので、講習の最後に「登録証（IDカード）」をお渡しいたします。

8. その他

- ※ 養成講習は受講者本人が受講してください（受講者本人以外の代理受講はできません）。
- ※ 開講時間には遅れないよう余裕を持ってお越しください。
- ※ 交通事情等により遅刻や欠席をされる場合には、必ず事前に事務局までご連絡ください。
- ※ 昼食は各自でご用意ください。
- ※ テキストは当日配布いたしますので、講習当日は、身分証明証（顔写真入り）と筆記用具をご持参ください。
- ※ 本講習の感染対策については、別紙2をご参照ください。

【注意】

新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を講じた上で開催いたしますが、国及び都道府県の要請等により延期をせざるを得ない状況となった場合は、事前に受講予定者に連絡いたします。

お問い合わせ先

介護技能実習評価試験 試験評価者養成講習 事務局

一般社団法人シルバーサービス振興会

介護技能実習評価試験 事務局

TEL : 03-3862-8063 FAX : 03-3862-8065

eメール : kaigointernship@espa.or.jp

外国人技能実習制度（介護職種） 介護技能実習評価試験
令和3年度 試験評価者養成講習 申込方法

介護技能実習評価試験の専用HP http://www.espa.or.jp/internship_recruitment/より、お申込みください。

受講申込期間：令和4年2月2日（水）～令和4年2月15日（火） ※書類必着 2月22日（火）

STEP 1 WEBにて申込み

- ①受講者は所属する法人等に、別紙3「試験評価者養成講習の目的と受講後の流れについて」を渡していただき、受講申込の理解・承諾を得ます。
- ②受講申込フォームに必要事項を入力してください。

受講申込フォーム

下記事項をご入力の上、お申込みください。
申込の締切後順次「講習申込書」に記載のあるメールアドレスに受講の可否及び受講会場について連絡します。

※申込前に下記を確認し、必ずチェックをお願いします。全てにチェックがない場合受講することができません。

- 所属する法人等に、本講習を受講することの説明をしています。
- 受講対象条件を満たしているかの確認のため、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価者（アセッサー）登録情報を閲覧することを承諾します。

登録IDを選択して下さい

- アセッサーIDで登録
- 外部評価審査員IDで登録

注）申込する際の情報が、アセッサー登録情報と異なる場合は、お手数ですが、アセッサー登録情報も併せて変更していただけますようお願いいたします。

※アセッサーID、外部評価審査員IDの両方お持ちの方は、外部評価審査員IDで登録手続きを進めてください。

氏名	ex:山田	ex:太郎	全角（必須）
氏名ふりがな	ex:やまだ	ex:たろう	全角ひらがな（必須）
氏名アルファベット	ex:YAMADA	ex:TAROU	半角英字大文字（必須）
メールアドレス	ex:sample@espa.co.jp		半角英数（必須）
メールアドレス（確認）	ex:sample@espa.co.jp		半角英数（必須）
生年月日（西暦）	---	年	---
		月	---
性別	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性 （任意）		

※受講者個人のメールアドレス（法人アドレスも可、PCメールを推奨いたします）を登録してください。
※複数の人が見ることのできる法人の共有アドレスは不可。

※法人の方が代理入力する場合は、入力間違いにご注意ください。氏名、アルファベット、生年月日は、「登録証」に印字されます。

- ③入力が完了しましたら、「確認」ボタンを押します。

- ④確認画面に出てきた内容を確認し「送信」ボタンを押してください。
- ⑤送信が正しくできた場合は、登録のアドレスに自動送信メールが届きます。
- ⑥後日、事務局にて内容を確認した後、ご登録のアドレスに受講料の振込と写真の送付に関して連絡（メール）いたしますので、次のSTEPに進んでください。

※送信日から3営業日が経過しても事務局からのメールがない場合は、迷惑メールと認識されていないか確認の上、事務局までご連絡ください。

STEP 2 受講料のお振込み

- ① 郵便局に備え付けの払込取扱票（青色）を使用し、受講料のお振込みをお願いします。（振込先や記載方法等は事務局からメールにてご連絡いたします。）

STEP 3 申込書類と写真の送付

- ① 事務局からのメールに添付されている「申込書類」を印刷し、受講者情報を記入してください。
- ② 申込書類に「証明写真」とSTEP2の「振替払込請求書兼受領証（写し）」を貼付してください。
- ③ 「証明写真」をもう1枚準備し、申込書類と一緒に封筒に入れて郵送してください。写真は、講習修了時にお渡しする「登録証」の写真となります。

※振替払込請求書兼受領証は、原本は必ず保管し、申込書類には写しを貼付してください。

※期限内までに郵送いただけない場合は、受講できない可能性がございます。

※お送りいただく際の封筒のサイズは問いません。

<証明写真の注意事項>

※履歴書用（縦4cm×横3cm）

※半身、脱帽、正面向き、無背景 ※最近3か月以内に撮影のもの ※モノクロ不可

※デジタルカメラでの写真は、本人確認に足りる画質で写真用プリント紙に印刷したもの

<送付内容>



証明写真1枚

※裏面には何も記載
しないでください。

- ④事務局にてSTEP3の「申込書類」を受領いたしましたら、ご登録のメールアドレスに受領確認のメールをお送りいたします。
- ⑤申込は以上となります。あとは、講習当日会場にお越しください。

試験評価者養成講習に係る新型コロナウイルス感染症対策対応方針について

シルバーサービス振興会は、新型コロナウイルス感染症に対する政府の基本方針を踏まえ、養成講習の開催に当たり以下のように対応し、感染拡大の予防に努めて参りますので、皆様にはご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 講師・事務局スタッフのマスク着用
2. 受付時の身分確認の際の手交禁止
3. 受付時の検温（非接触型の体温計）
37.5 度以上の方は受講できません。この場合、後日受講料は返金いたします。
4. 講習会場におけるアルコール消毒液等の設置
5. 席間を広く取った密集回避
 - (1) 受講者の人数制限
受講者の人数の 2 倍以上が収容できる会場を選定。
 - (2) 会場レイアウト
机 2 人掛け又は 1 人掛け ※原則 2 人掛けとします。
6. 会場の換気
 - (1) 会場扉の開放 ※全会場
約 60 分ごとの講義の合間に 10 分間の休憩時間を設け、換気を行います。
 - (2) 窓開け ※大阪会場、東京会場
7. 講習ご受講の皆様のマスク着用、咳エチケットの遵守、会場での手洗い、手指の消毒の励行
マスクにつきましては、ご持参いただきますようお願いいたします。
マスクをお持ちでない場合は、ハンカチをご持参の上、咳エチケットの励行をお願いいたします。
8. 37.5 度以上の熱に限らず、普段の平熱の範囲を超える発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合等については、ご参加を控えていただきますようお願い申し上げます。この場合、後日受講料は返金いたします。
9. 会場にて発熱、咳等の著しい症状が見られた場合、ご退室をお願いする場合があります。この場合、後日受講料は返金いたします。

【関連リンク】

[厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症について](#)

[首相官邸 | 新型コロナウイルス感染症に備えて](#)

アセッサーが所属する法人・事業所各位

試験評価者養成講習の目的と受講後の流れについて

介護技能実習評価試験を実施するうえで、介護現場の実情に鑑み、技能実習生・実習指導員の負担を軽減する必要があるため、関係業界団体等の総意のもと、技能実習生が勤務している事業所・施設等（試験実施場所）に試験評価者が出向いて試験を実施する「出張方式」を採用しています。

つきましては、全国どこの事業所・施設等で技能実習生を受入れたとしても、円滑に試験を実施できるよう、都道府県ごとに技能実習生の数に応じた一定数の試験評価者を配置する必要があります。事業所・施設等の皆様には、こうした試験評価者の養成の在り方にご理解いただき、是非ともご協力いただけますようお願い申し上げます。

1. 技能実習制度とは

「技能実習制度」は、我が国の国際貢献の一環として、開発途上国等の外国人を一定期間に限って受入れ、OJT（On-the-Job-Training）を通じて我が国の高い技能、技術又は知識を移転する制度です。平成 29 年 11 月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下、「技能実習法」といいます。）が施行され、新たに対人サービスとして初となる介護職種が追加されました。

2. 介護技能実習評価試験とは

介護職種に係る技能等の修得状況を評価するために実施されるもので、技能実習法（第 8 条第 2 項 6 号）において、技能実習の目標は主務省令で指定する試験に合格することとされています。介護職種では、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」（第 6 条）において、主務省令で指定された試験は介護技能実習評価試験（以下、「試験」という。）、試験実施者は一般社団法人シルバーサービス振興会とされています。また、試験は実技試験と学科試験から構成されています。

3. 試験の方法

試験は、技能実習生が勤務している事業所・施設に、試験評価者が出向いて実施します。試験評価者は、実技試験では技能実習生が実際に利用者へ行っている介助を見て評価し、学科試験では事業所・施設等の会議室等で行う筆記試験の監督等を行います。

4. 試験評価者とは

試験評価者とは、試験の準備、監督及び実施並びに実技試験の評価等の業務を行う者です。試験評価者になるためには、次のいずれの要件も満たすことが必要となります。

- 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価者（アセッサー）又は、平成 24 年度～27 年度介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員

● 介護技能実習評価試験の試験評価者養成講習を修了した者

参考：試験評価者に評価者（アセッサー）を活用することについて

厚生労働省社会福祉推進事業の調査研究事業において、試験評価者に求められる資質を満たす者として、介護プロフェッショナル・キャリア段位制度の評価者（アセッサー）の持つスキルを活用することが適当とされ、その後、厚生労働省が参集する「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」において了承が得られたものです。

5. 試験評価者養成講習の目的

試験評価者養成講習は、試験を適正、客観的かつ公正に実施できるよう、試験評価者を養成していく講習です。講習は、「技能実習制度の理解」から「介護技能実習評価試験の理解」、「試験評価者の業務の理解」等を学習するカリキュラムで構成されます。受講修了後、試験評価者としての登録を行います。

6. 試験評価者養成講習後の業務委託契約の締結

試験評価者の登録を行った後、試験評価者としての業務を行うにあたっては、事前に試験評価者の所属する法人等（※）と試験実施機関である一般社団法人シルバーサービス振興会との間で業務委託契約を締結します。業務委託契約を締結後、受託者の業務（技能実習生に対し「介護技能実習評価試験業務委託仕様書」に基づき試験を実施する業務）として試験評価者が試験実施場所に派遣され、試験を実施することになります。

（※）法人等とは、試験評価者が所属する施設・事業所等の業務として評価試験業務に従事することに関して、業務委託契約を試験実施機関との間で締結することができる法人又は法人内の部署、事業所、施設等を指します。

7. 試験評価者の派遣について ※契約内容については試験評価者養成講習にて説明

業務委託契約締結後、試験評価者が評価業務に従事した場合、業務委託契約書に定めた委託料をお支払します。委託料のお支払先は、契約を結んだ法人名義の口座に限らせていただきます（個人名義の口座は不可）。なお標準的な試験時間は、実技試験 60 分、学科試験 60 分（上級試験のみ 90 分）となります（移動時間、待ち時間などは除く）。

試験の頻度は受検者数と試験実施地域により異なりますが、特定の試験評価者に負担が偏ることのないよう、また現場の業務に支障をきたしたりしない範囲で実施できるよう、試験評価者を全国に配置・養成していきます。

（イメージ）受講後の流れ

